

第 12 期

事 業 報 告

（
令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで
）

阪神国際港湾株式会社

事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

阪神国際港湾株式会社(以下、「当社」)は、国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合により設立されました。港湾運営会社として阪神港を一元的に運営し、トータルコスト削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいます。

昨今の紅海情勢等の地政学的な不確実性が高まる中、サプライチェーンを過度に海外へ依存しない体制構築は、日本の経済安全保障の観点から重要な課題となっています。また、国際海上物流においては、東西基幹航路への大型船投入が一段と進み、12,000TEUを超える船型が汎用化する中、大水深バースの整備や荷役機械等の高度化による受入態勢の確保、寄港地選定に必要な貨物量の確保が一層求められています。

当社は、西日本の拠点港として、国民生活・経済活動に不可欠な物流を支える国際物流機能の確保に向け、港湾機能の強靱化とサービス水準の維持・向上を図ってきました。加えて、国及び両港湾管理者(大阪市及び神戸市)との協働体制のもと、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の推進を通じ、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めています。

一方、令和7年度の経営状況については、投資及び維持修繕における資機材コスト並びに人件費の高騰等により費用が増加し、収支が厳しい結果となりました。

このため、今後も資機材コスト並びに人件費高騰の動向を注視しながら、各施設の適切な維持修繕に取り組むことを前提として、その優先順位を一層明確にするとともに、コスト抑制を踏まえた工法選択や維持修繕の計画的執行により、トータルコストの抑制に取り組んでいきます。併せて、イベントリスクにも対応できるよう、中長期的な経営基盤の強化を進めていきます。

① 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア. 集貨

集貨については、国際基幹航路の維持・拡大に加え、東南アジア等における外航航路の多頻度化を見据え、当社が重要なインフラとして位置付けている国際フィーダーネットワークの充実を図るため、両港湾管理者と連携した集貨施策に引き続き取り組みました。

荷主・物流事業者に対しては、サプライチェーンの安定化を目的として、集貨事業の活用による阪神港への利用転換を促進しました。

取り組みの中核である国際フィーダーを活用した集貨に関しては、令和6年度より推進している「日本諸港利用促進事業」において、令和7年度に九州・四国・日本海側エリアの10港を新たに連携港湾として追加し、連携港湾数は計24港に拡大しました。これにより、相互の港湾利用促進を通じた国際フィーダー航路網の維持・拡充に取り組みました。さらに、地元港湾との連携強化を目的として、国際フィーダー船を活用したコンテナ取扱貨物量の更なる増加を図る「ブルーアライアンス港」提携に関する覚書を、熊本港、八代港、新潟港及び直江津港と締結しました。現在、共同に

よるポートセールスやセミナー開催等の実現に向けた協議を開始しています。

また、阪神港を起点とする国際フィーダー航路においては、令和7年8月から新たに三池港を結ぶ航路が開設されました。これら一連の取り組みにより、阪神港への集貨ネットワークが強化されるとともに、輸送ルートを選択肢が拡充され、サプライチェーンの安定化を求める国内荷主の利便性の向上に貢献しました。

ポートセールス活動については、国内において、鹿児島県（令和7年7月）及び秋田県（同12月）にて阪神港セミナーを開催し、荷主・物流事業者向けの集貨支援メニューの紹介に加え、同支援を活用した阪神港利用の具体事例の紹介を通じて、阪神港の取り組みをPRしました。

また、海外においては、主要外航船社の本社に対し、国及び横浜川崎国際港湾株式会社と連携したトップセールスを実施しました。加えて、港湾管理者と連携した海外ポートセールスとして、マレーシア・クアラルンプールにおいて、神戸港セミナー（令和7年11月）を開催しました。

これら国内外における集貨活動等の成果として、令和8年度には、外航コンテナ船社による阪神港への北米西岸及び欧州の2つの国際基幹航路の開設が決定しました。これにより、阪神港のサービス選択肢を拡大し、輸出入双方における利便性及び代替性の向上に大きく貢献しました。

イ. 創貨

創貨については、大阪港からの食の輸出促進を図るため、「第10回“日本の食品”輸出 EXPO」に出展するとともに、「第9回大阪港 食の輸出商談会&勉強会」を対面及びオンラインで開催しました。更に、海外展示会「Gulfood2026」に出展し、海外の食品バイヤー等との商談機会を創出することで、地域商社の販路開拓支援を行いました。これらの取り組みにより、商流の拡大に向け、商社（国内サプライヤー）と海外バイヤーとの商談機会を確保することができました。

また、新たなコンテナ貨物創出に向けた取り組みとして、産直港湾・堺泉北港官民連携協議会のコアメンバーとして参画し、これまで海上輸送が困難であった青果物等の生鮮食品を対象に、リーファーコンテナを活用した新たな技術導入による食輸出支援事業及びリーファー輸出混載サービスへの支援事業を実施しました。これらの取り組みを通じてサービスの定着を図り、食の輸出における利便性向上に寄与しました。

ウ. 競争力強化

競争力強化について、ハード面では、船舶大型化への対応や一体利用の促進によるターミナルの効率的な運用、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードや高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存施設の計画的な更新を進めました。

神戸港では、PC13～17ターミナルにおいて、蔵置能力の増強及び施設の一体利用促進によるターミナルの利便性・生産性の向上を推進するため、コンテナターミナルの再編を進めており、令和7年度はPC15ターミナルのリーファー施設及びバンプール等が完成したほか、令和4年度から高規格化を進めてきたPC14ターミナルのガントリークレーン3基も完成しました。直轄事業も含め、令和8年6月末の全体完成に向けて整備が完了する見込みであり、同年7月より一体利用が開始される予定です。

また、RC6/7ターミナルにおいて、令和3年度から進めてきたリーファー施設の更新が令和7年度に完成するとともに、ガントリークレーン走行レールの改良を、令和7年度から開始しました。

大阪港では、C12ターミナルの延伸・拡張部において機能強化を図るため、令和6年度に供用を

開始したゲート等の施設整備に続いて、令和9年度中の供用開始を目指して、ガントリークレーン2基の整備を進めています。

また、C8ターミナルにおいては、リーファーコンテナ用電源設備の拡張整備を実施し、令和7年度に供用を開始しました。

一方、ソフト面では、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ輸送の効率化及び生産性向上を目的とした CONPAS の導入・普及を進めています。C10・C12ターミナルにおいては令和6年3月に、PC18コンテナターミナルにおいては同年9月に、それぞれ常時運用を開始し、新たにPC15～17ターミナルにおいて、令和8年3月より常時運用を開始しました。更なる利便性向上のため、空コンテナの搬出入にかかる機能の導入や専用端末の機能のアプリケーション提供等の取り組みを、国及び両港湾管理者と連携し、進めていきます。

また、港湾関連データ連携の更なる利用促進を図るため、国の「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ（港湾物流分野）」にも参画しています。引き続き、CONPAS利用率の拡大に向けてターミナルオペレーター・海貨事業者・海上コンテナ輸送事業者等とともに、取り組みを進めていきます。

さらに、カーボンニュートラルポート（CNP）の実現に向け、国が実施する「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」を受託し、PC15～17ターミナルにおいて、世界で初めてタイヤ式門型クレーン（RTG）に水素エンジン発電機を換装し、水素を燃料とした荷役機械の現地稼働実証を実施しました。あわせて、阪神港のLNGバンカリング拠点形成の推進に向けて、当社も出資する大阪湾LNG SHIPPING株式会社が建造するLNGバンカリング船について、令和8年4月の運航開始に向け、利用促進及び普及啓発に取り組みました。また、ヤード照明のLED化も進めており、神戸港ではPC13～17ターミナルで、大阪港ではC10～12ターミナルで、それぞれ整備が完了しており、他ターミナルにおいても、整備を進めています。さらに、CNP認証（ターミナル）については、国による制度の創設を受け、当社も共同申請者としてターミナル借受者とともに申請を行い、令和7年9月にはC1～4ターミナルが、同年11月にはC10～12ターミナルが、それぞれ認証を取得しています。

② フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、大阪・関西万博開催による交流人口の拡大を好機と捉え、九州・四国の就航地と阪神港を結ぶフェリー利用促進を通じた集客拡大を目的に、両港湾管理者等と連携したプロモーションを実施しました。

③ 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港埠頭株式会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできました。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭11バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、内航フェリー埠頭3バースの管理運営を行いました。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭5バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、C12タ

ーミナルの延伸・拡張部を含め、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を行いました。

また、当社施設と大阪港埠頭株式会社等から借り受けた施設の維持修繕を一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきました。

④ 海外港湾の運営への参画

平成30年12月に議決権株式の2.5%を取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社(PAS)の第8回株主総会に参加し、現地でターミナルにおける施設の運営・運用について、意見交換を行いました。

また、令和7年7～8月には、シハヌークビル港の維持管理への技術的な支援として、関連企業にも協力を仰ぎ、PAS職員を対象にOJT研修や阪神港の現場見学等を行いました。

さらに、令和8年3月には、PASの取締役会のメンバーの訪日に合わせ、意見交換及び現地視察を実施し、双方の知見を共有するとともに、両港の発展に向け、今後も友好関係を継続していくことを確認しました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっています。

事業区分		地区名	内容	実施額 (税込)
貸付金事業	港湾法第 55 条の 7 に基づく事業	咲洲	照明 LED 化	115 百万円
	港湾法第 55 条の 9 に基づく事業	夢洲	荷役機械整備、 照明 LED 化	520 百万円
		ポートアイランド	ヤード整備、 荷役機械整備、 照明 LED 化	7,658 百万円
		六甲アイランド	電気設備整備、 照明 LED 化	343 百万円
	小計			8,636 百万円
その他事業	咲洲 夢洲 ポートアイランド 六甲アイランド	電気設備整備、 荷役機械改修 等	591 百万円	
合計				9,227 百万円

※港湾法第 55 条の 7 及び第 55 条の 9 に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金 (4 割)、港湾管理者無利子借入金 (4 割)、特別転貸債借入金 (1 割)、自主財源等 (1 割) で構成されています。

貸付金事業にかかる資金調達については、次のとおりとなっています。

借入区分	金額
国庫金転貸無利子借入金	3,454 百万円
港湾管理者無利子借入金	3,454 百万円
特別転貸債借入金	863 百万円
市中銀行借入金	863 百万円
合計	8,636 百万円

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	第9期	第10期	第11期	第12期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	13,252	18,653	17,694	17,034
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,023	1,120	788	△548
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	704	781	555	△477
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)(円)	24,115.80	26,760.05	19,018.87	△16,363.31
総資産 (百万円)	45,477	50,874	53,994	57,500

(4) 対処すべき課題

世界の国際海上コンテナ物流は、東西基幹航路への大型船の投入が一段と進み、寄港地選定に必要な大水深バースの整備に加え、荷役機械等の高度化による受入態勢確保、貨物量確保が求められています。また、紅海情勢等の地政学的な不確実性が高まっており、サプライチェーンを海外に依存しない体制構築は、日本における経済安全保障の観点からも重要な課題となっています。

このような状況の中、中期経営計画の施策を軸に、阪神港を取り巻く環境や時代の要請を的確に把握し、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策推進に加え、CNP 施策を着実に進め、西日本のゲートウェイとして、国民生活や経済活動に必要不可欠である国際物流機能を安定的に確保することが、当社の使命です。

特に、重要なインフラと位置づけている国際フィーダーネットワークについては、内航船員不足や西日本諸港の港湾労働者不足の課題を踏まえつつ、ネットワーク強化に向けた支援を進めます。あわせて、国際基幹航路や東南アジア航路の多方面・多頻度の直航サービス誘致、船舶大型化への対応を行うことで、国内外の集貨ネットワーク拡充と輸送ルート多様化を進め、国内貨物の阪神港への集約及び東南アジアからの広域集貨を図ります。

また、データを活用したターゲット貨物設定により、効果的な集貨に取り組んでいきます。

加えて、「食の輸出」を促進し、商流創出やサプライヤーの発掘を進めるとともに、新たな貨物創出に向け、複合ターミナルやターミナル背後地の活用を検討していきます。

さらに、コンテナターミナルの更なる効率化かつ生産性の高い運用を目指し、コンテナターミナルの一体利用に向けた施設整備やガントリークレーンの遠隔実証事業、CONPAS をはじめとする「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を導入していきます。加えて、CNP 形成を促進していくため、LNG バンカリング拠点形成事業や、コンテナターミナル及びガントリークレーン照明のLED化等を引き続き進めるとともに、当社が所有する施設の省エネルギー化の一環として ZEB (Net Zero Energy Building) 化にも取り組んでいきます。

これらの施策を総合的に推進していくことで、阪神港の利便性の確保や信頼性の向上を図ることができるよう、真摯に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施
海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

(6) 本社及び大阪事業部

本 社 神戸市中央区御幸通8-1-6
大阪事業部 大阪市住之江区南港北2-1-10

(7) 従業員の状況 (令和8年3月31日現在)

従業員数
85名

(注) 上記従業員数は、執行役員、社員(国及び両港湾管理者からの派遣者含む)、準社員の数であり、人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (令和8年3月31日現在)

借入先	借入残高
神戸市	25,804 百万円
大阪市	10,725 百万円
株式会社三井住友銀行	1,566 百万円
株式会社みずほ銀行	283 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	166 百万円
株式会社日本政策投資銀行	500 百万円
大阪港埠頭株式会社	659 百万円

2. 株式に関する事項 (令和8年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,200株

(3) 株主の状況

株主	持株数
財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株
合計	29,200株

3. 会社役員に関する事項 (令和8年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木戸 貴文	代表取締役社長	
田中 利光	代表取締役副社長	
吉井 真	取締役副社長	
中樋 博行	取締役専務	
長谷川 憲孝	取締役	神戸市港湾局長
中小路 和司	取締役	大阪港湾局長
大脇 崇	取締役	公益社団法人日本港湾協会 理事長
伴野 拓司	取締役	日本郵船株式会社 常務執行役員
黒田 晃敏	取締役	一般社団法人日本港運協会 理事長
須藤 明彦	取締役	株式会社大森廻漕店 代表取締役会長
森脇 肇	監査役	
小林 潔司	監査役	

(注1) 長谷川憲孝氏、中小路和司氏、大脇崇氏、伴野拓司氏、黒田晃敏氏及び須藤明彦氏は、会社法第2条第15号に定める非業務執行取締役です。

(注2) 森脇肇氏及び小林潔司氏は、会社法第2条第16号に定める監査役です。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	10名	67百万円
監査役	2名	2百万円
合計	12名	69百万円

(注1) 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役2名ですが、無報酬の非業務執行取締役が2名含まれております。

(注2) 平成26年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額を年額80百万円以内、監査役報酬総額を年額8百万円以内と決議いただいております。

5. 非業務執行取締役及び監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長谷川 憲孝	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	中小路 和司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会4回のうち3回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	丸山 順也	当事業年度内の任期中に開催された取締役会1回のうち、出席はありませんでした。
取締役	大脇 崇	当事業年度内の任期中に開催された取締役会4回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	伴野 拓司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回のうち4回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	須藤 明彦	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回のうち4回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森脇 肇	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回のうち4回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	小林 潔司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約内容の概要

当社は非業務執行取締役、監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりです。

(1) 非業務執行取締役の責任限定契約

非業務執行取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

(2) 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 7百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「改正リース会計基準導入に関する助言業務」を委託しております。

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成26年10月1日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成26年10月1日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容及び運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(基本方針)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限を区分することにより、業務執行における責任の明確化を図る。
- ② 取締役及び執行役員は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ③ 業務の適正を確保する体制を確立するため、副社長（総務担当）をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ⑤ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(運用状況)

- ・内部統制システムの適切な運用により、取締役及び執行役員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(基本方針)

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

(運用状況)

- ・各種規程に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(基本方針)

- ① リスク管理体制を確立するため、副社長（総務担当）をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程・要綱・要領の制定、研修の実施等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(運用状況)

- ・リスク管理委員会を開催し、リスクの発生につながる事項について社内で情報共有するとともに、リスクを事前に回避し、リスク顕在時もその影響が最小限となるよう業務を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行並びに執行役員業務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 取締役会は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- ② 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役及び執行役員は職務を執行する。
- ③ 取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において審議する。
- ④ 取締役会規則、執行役員規則、職務権限規程その他業務運営規程に基づき、取締役及び使用人（執行役員も含む。以下同じ。）の職務権限を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(運用状況)

- ・執行役員制度の導入により、業務執行に関する職務権限が委譲されるなど、適正かつ効率的な業務執行がなされております。
- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき、職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・各種規程に則り、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(基本方針)

- ① 取締役会は、執行役員業務の執行状況を監督する。
- ② 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
- ③ 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見

し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

(運用状況)

- ・取締役会において、四半期ごとに業務執行状況報告がなされております。
- ・内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修をはじめとする社員研修を実施しております。
- ・外部の通報窓口を設置し、内部通報処理規程に基づき制度の運用を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(基本方針)

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を使用人の中から任命することが出来ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

(運用状況)

- ・監査役は総務部担当の常務執行役員との間で情報共有がなされており、監査業務の実効性確保に努めております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(基本方針)

- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

(運用状況)

- ・取締役等は、取締役会や経営会議において、会社の業務執行の状況その他必要な情報を報告、説明しております。

(8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(運用状況)

- ・監査役は業務監査を自ら実施し、代表取締役社長は「監査の結果・意見」について措置状況を報告しております。
- ・監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、会計監査人と意見交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 12 期

計 算 書 類

（ 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで ）

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

阪神国際港湾株式会社

貸借対照表

令和8年3月31日現在

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	19,093,932	【流動負債】	6,795,341
現金及び預金	8,424,010	営業未払金	4,392,484
営業未収金等	4,463,582	1年内返済長期借入金	2,267,566
有価証券	3,000,000	リース債務	9,284
貯蔵品	381,365	未払金	2,963
未収入金	935,287	未払費用	10,268
前払費用	69,614	前受収益	27,302
未収消費税等	1,110,265	賞与引当金	56,662
未収法人税等	87,138	その他	28,808
その他	622,667	【固定負債】	42,007,366
【固定資産】	38,406,724	長期借入金	37,440,299
(有形固定資産)	35,685,467	リース債務	22,438
建物	10,186,215	長期預り敷金保証金	4,377,769
構築物	7,040,216	退職給付引当金	166,858
機械及び装置	14,990,263	負債合計	48,802,707
工具、器具及び備品	1,030,396	純資産の部	
リース資産	36,505	【株主資本】	8,277,466
建設仮勘定	2,401,869	(資本金)	730,000
(無形固定資産)	122,944	(資本剰余金)	730,000
ソフトウェア	1,658	資本準備金	730,000
施設利用権	65,381	(利益剰余金)	6,817,466
無形固定資産仮勘定	55,904	その他利益剰余金	6,817,466
(投資その他の資産)	2,598,313	繰越利益剰余金	6,817,466
投資有価証券	1,491,835	【評価・換算差額等】	420,482
差入敷金保証金	854,837	その他有価証券評価差額金	420,482
長期前払費用	22,373	純資産合計	8,697,949
繰延税金資産	229,266	負債純資産合計	57,500,657
資産合計	57,500,657		

損益計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		17,034,171
営業費用		15,847,190
営業総利益		1,186,981
販売費及び一般管理費		1,826,565
営業損失		639,583
営業外収益		
受取利息	30,567	
有価証券利息	9,883	
受取配当金	43,683	
業務受託収入	17,147	
その他	56,738	158,020
営業外費用		
支払利息	58,343	
その他	8,884	67,227
経常損失		548,790
税引前当期純損失		548,790
法人税、住民税及び事業税	11,248	
法人税等調整額	△ 82,229	△ 70,981
当期純損失		477,808

株主資本等変動計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	730,000	730,000	730,000	7,295,275	7,295,275	8,755,275	305,969	9,061,245
当期変動額								
当期純損失(△)				△ 477,808	△ 477,808	△ 477,808		△ 477,808
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							114,513	114,513
当期変動額合計	-	-	-	△ 477,808	△ 477,808	△ 477,808	114,513	△ 363,295
当期末残高	730,000	730,000	730,000	6,817,466	6,817,466	8,277,466	420,482	8,697,949

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

その他有価証券 ア. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

イ. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、機械及び装置のうち、ガントリークレーンについては、経済的使用可能予測期間に基づく期間（16年）を耐用年数としております。

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上（簡便法による）しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受託工事に係る収益は、主に埠頭施設整備関係の工事であり、委託者との委託契約に基づいて、受託工事を提供する履行義務を負っております。当該委託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

II 重要な会計上の見積り

1. 固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	35,685,467 千円
無形固定資産	122,944 千円
長期前払費用	22,373 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は固定資産の減損損失の検討に際し、管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。当社の固定資産について、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るかどうか検証し、減損損失の認識の要否を判定いたします。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失に計上することとしております。

当事業年度において、いずれの資産グループにおいても減損の兆候はないと判断しております。

なお、今後の経営環境の著しい変化により、減損の兆候があると認められる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	229,266 千円
--------	------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

繰延税金資産を計上するにあたり、その回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。将来の合理的な見積可能期間内の事業計画を基礎として算定した課税所得の見積額に基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。

なお、課税所得の見積りは、経営環境の著しい変化によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

投資有価証券 90,000 千円を行政財産賃貸借契約にかかる契約保証金として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,508,002 千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	3,639,802 千円
長期金銭債権	137,882 千円
短期金銭債務	1,734,198 千円
長期金銭債務	34,801,710 千円

4. 営業未収金等

営業未収金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	2,962,877 千円
契約資産	1,500,704 千円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	3,062,556 千円
営業費用	2,784,876 千円
販売費及び一般管理費	△691,804 千円
営業取引以外の取引	76,693 千円

販売費及び一般管理費の取引高には国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金及び阪神港の集貨事業に関する協定書に基づく負担金による収入が含まれております。

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

29,200 株

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	17,831 千円
退職給付引当金	52,510 千円
繰延資産	311,553 千円
未払不動産取得税	7,257 千円
減価償却超過額	646 千円
繰越欠損金	129,800 千円
その他	4,259 千円
繰延税金資産小計	523,859 千円
評価性引当額	△92,023 千円
繰延税金資産合計	431,836 千円

繰延税金負債

未収事業税	3,876 千円
未収労働保険料	173 千円
退職給与負債調整勘定	5,427 千円
その他有価証券評価差額金	193,091 千円
繰延税金負債合計	202,569 千円
繰延税金資産の純額	229,266 千円

VIII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本返還の確実性が高く、かつ有利な円建て預貯金、債券に限定しております。

また、資金調達については、「港湾法」等に基づき、設備投資にかかる借入を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券のうち金銭信託は発行体の信用リスク・市場価格の変動リスク、譲渡性預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。投資有価証券のうち上場株式は市場価格の変動リスク・為替リスク、債券は発行体の信用リスク・市場価格

の変動リスク、出資金は主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、発行体の信用リスクに晒されております。差入敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。長期預り敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式（貸借対照表計上額286,350千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「営業未収金」、「未収入金」及び「営業未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。さらに、有価証券に含めている金銭信託（2,000,000千円）及び譲渡性預金（1,000,000千円）は預金と同様の性質を有するものとして取得価額をもって貸借対照表価額としており、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額※	時 価	差 額
(1)投資有価証券	1,205,485	1,203,377	△2,108
(2)差入敷金保証金	854,837	714,223	△140,613
(3)長期借入金	(39,707,865)	(39,365,965)	(△341,899)
(4)長期預り敷金保証金	(4,377,769)	(4,174,339)	(△203,430)

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(1)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2)差入敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(3)長期借入金

1年内返済長期借入金を含んでおります。

また、時価については、借入金の元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(4)長期預り敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	国	被所有 直接 34.20%	委託業務の受託	神戸港ポートアイランド第2期高規格コンテナターミナル整備事業委託業務 (注1)	1,390,273	営業未収金等	1,390,273
	神戸市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注2)	7,200,900	1年内返済 長期借入金	1,169,770
				設備投資資金の返済 (注2)	1,091,196	長期借入金	24,634,444
			委託業務の受託	ポートアイランド第2期コンテナターミナル拡張関連業務 (注1)	1,399,200	営業未収金等	1,399,200
			負担金の収受	阪神港の集貨事業に関する負担金 (注3)	632,189	未収入金	632,189
			事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注4)	1,726,624	営業未払金	—
			負担金の収受	新・港湾情報システムに関する負担金 (注5)	52,430	未収入金	52,430
	大阪市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注2)	571,500	1年内返済 長期借入金	558,421
				設備投資資金の返済 (注2)	503,700	長期借入金	10,167,265

(注1) 委託契約書に基づき取引を行っております。

(注2) 港湾法に基づく無利子資金の貸付要綱に基づき借入を行っております。

(注3) 阪神港（神戸港）の集貨事業に関する協定書に基づき負担金を収受しております。

(注4) 賃貸借契約書及び港湾施設専（占）用使用許可書に基づき取引を行っております。

(注5) 阪神港（神戸港）の新・港湾情報システムに関する協定書に基づき負担金を収受しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	大阪港埠頭株式会社	なし	事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注1)	2,534,933	—	—
				事業用地等の賃借に係る敷金の差入・返還 (注1)	—	差入敷金 保証金	633,900
			設備投資資金の借入	設備投資資金の返済 (注2)	146,666	1年内返済 長期借入金 長期借入金	146,666 513,331

(注1)賃貸借契約書に基づき取引を行っております。

(注2)金銭消費貸借契約書に基づき借入を行っております。

3. 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 297,874円99銭

1株当たり当期純損失 16,363円31銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、1株当たり情報は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。